

## 議案第106号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金について、健康保険等における制度改正にあわせ、本体分の額を404,000円から408,000円に引き上げるもの。（産科医療補償制度掛金引下げに伴い、出産育児一時金の加算分については、16,000円から12,000円に引き下げるための規則改正を行うもの。）

|                     | (現行)     | (改正後)      |
|---------------------|----------|------------|
| 出産育児一時金 本体分 (条例で規定) | 404,000円 | → 408,000円 |
| 加算分 (規則で規定)         | 16,000円  | → 12,000円  |
| 計                   | 420,000円 | → 420,000円 |

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

| 現行  | 改正後 (案)   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> | 改正 |